議案名	富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について			
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給月数(割合)を0.1月分引き上げるものです。			
制定内容	第5条第2項 区分 令和6年度 期末手当 令和7年度以降 期末手当	期末手当の支給月 6月期 2.075月 <u>2.125月</u>	月数(割合)を変 12月期 2.075月 2.125月	更するものです。 合計月数 4.15月 <u>4.25月</u>
施行日	令和7年4月1日			

新 旧 (期末手当) (期末手当) 第5条 (略) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任 期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終 期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終 了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこ 了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこ の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の212.5を乗じ の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の207.5を乗じ て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 $(1) \sim (4)$ (略) $(1) \sim (4)$ (略)